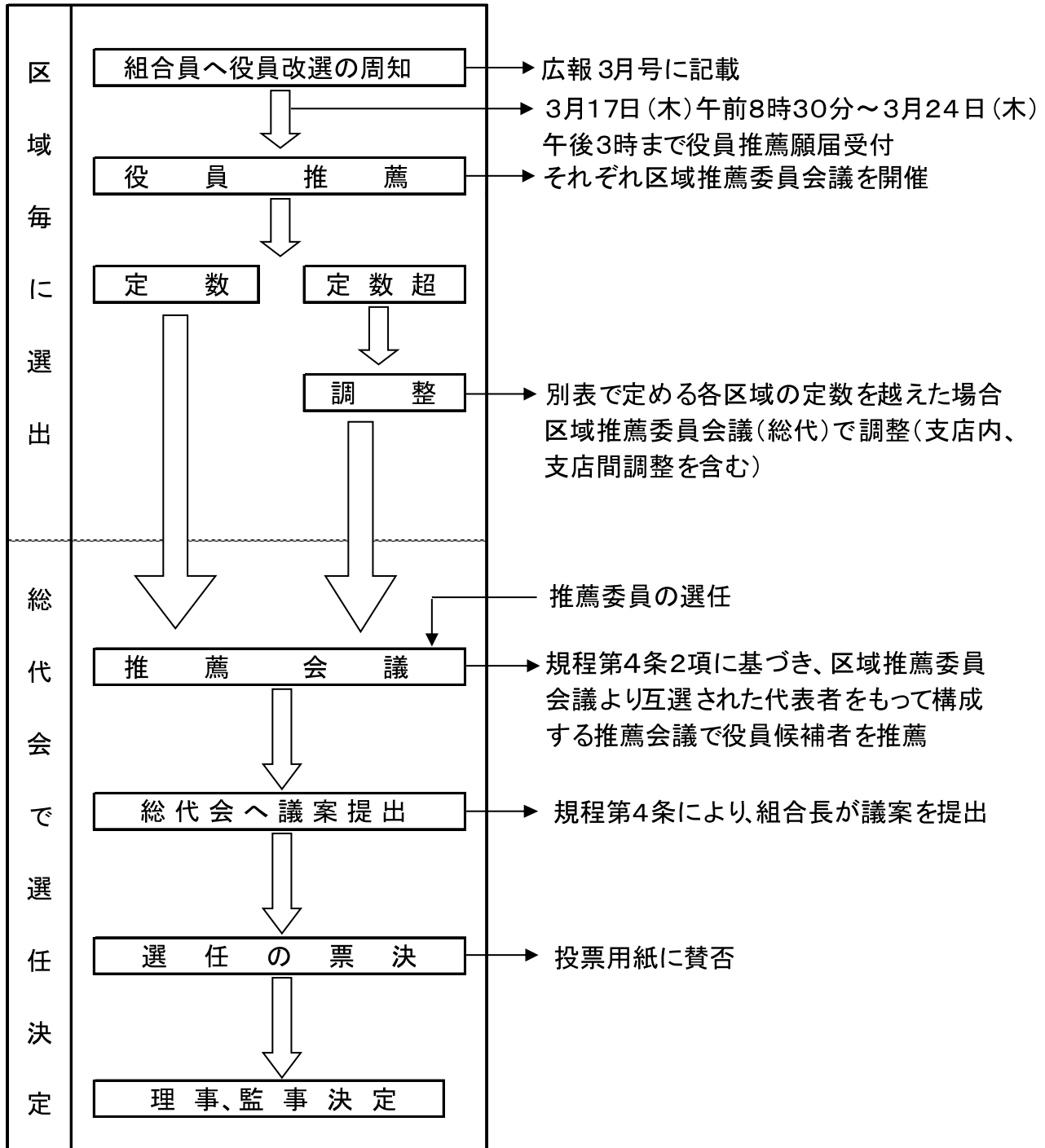


# テーマ3

## 役員選任

任期満了に伴う役員改選を次のとおり行います。

### 選任制による役員選出の手順



## 関連条項抜粋

### <定款>

#### 【役員の数】

- 第28条 この組合に、役員として理事24人以上27人以内及び監事5人以上7人以内を置く。
- 2 理事のうち3人以上及び監事のうち1人以上は、常勤とする。
  - 3 前項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない。
  - 4 監事のうち1人は、法第30条の第14項に規定する者をもって充てるものとする。
  - 5 理事の定数の過半数は、この組合の第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。
  - 6 前項の規定の適用については、第13条の規定による正組合員である理事で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事とみなす。

#### 【役員の欠格事由】

第29条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 法人
- (3) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 破産手続開始の決定を受け復権していない者
- (5) 法第30条の4第1項第3号に定める者
- (6) 法第30条の4第2項第2号に定める者
- (7) 前2号に掲げる者以外の者であって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

#### 【役員を選出】

第30条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより選任する。

#### 【代表理事】

第32条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

#### 【役員任期】

第36条 役員任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

### 【議決権等】

第53条 総代は各々 1 個の議決権を有する。

2 総代会には、総会に関する規定を準用する。

### <定款附属書役員選任規程>

#### 【選任の方法】

第 2 条 役員は、総会の決議によって選任する。

#### 【選任議案】

第 4 条 役員を選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。

2 組合長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成してしなければならない。

3 前項の推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。

4 推薦会議が役員の候補者を決定するには、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

#### 【投票】

第 6 条 第 2 条第 1 項の決議は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、所定の投票用紙に賛否を表示し、議長の指示した時間内にこれを投票箱に投入して行わなければならない。

3 正組合員は投票しようとするときは、組合員名簿の記載又はその他により、その資格を明らかにしなければならない。

#### 【開票】

第 8 条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人 3 人以上立会いの上、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員候補者となっている者は、前項の立会人となることができない。

#### 【無効投票】

第 9 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認し難いもの

## <役員候補者推薦取扱要領>

### 【推薦期日】

第2条 定款附属書役員選任規程第1条第1項の規定による役員候補者の推薦は当該総会の会日の85日前から15日前までの間に行う。

### 【推薦区域等】

第3条 役員候補者の推薦は、定款附属書役員選任規程第4条第2項の内規で定める区域毎に行う。  
2 役員候補者の推薦区域毎の定数は、別表のとおりとする。

### 【区域推薦会議】

第4条 推薦区域毎に定められた役員候補者を推薦するため、区域毎に区域推薦委員会議を設ける。  
2 区域推薦委員会議は、当該区域の総代、集落代表（正組合員）をもって構成する。  
3 区域推薦委員会議は、会議構成員（以下「委員」という。）の過半数が出席し、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## <定款附属書役員選任規程>

### 役員推薦委員区域定数内規

区域	人数	区域	人数	区域	人数
酒田地区	2	中平田地区	2	高瀬地区	2
酒田北部地区	2	広野地区	2	吹浦地区	2
西荒瀬地区	2	浜中地区	2	八幡地区	8
鳥海地区	2	新堀地区	2	平田地区	4
本楯地区	2	遊佐地区	2	松山地区	6
上田地区	2	稲川地区	2		
北平田地区	2	西遊佐地区	2		
東平田地区	2	蕨岡地区	2	合計	54

役員候補者推薦区域定数

《別表》

区 域	理 事	監 事	区 域	理 事	監 事
酒 田 地 区	12	3	遊 佐 地 区	6	1
酒 田 北 部 地 区			稲 川 地 区		
新 堀 地 区			西 遊 佐 地 区		
西 荒 瀬 地 区			蕨 岡 地 区		
烏 海 地 区			高 瀬 地 区		
本 楯 地 区			吹 浦 地 区		
上 田 地 区			八 幡 地 区	6	1
北 平 田 地 区			平 田 地 区		
東 平 田 地 区			松 山 地 区		
中 平 田 地 区					
広 野 地 区					
浜 中 地 区					
			計	24	5